

基礎プログラム 民事法基礎ゼミ（シラバス）

科目名	基礎プログラム 民事法基礎ゼミ（必修） 配当年次 1年
担当	前田 尚一・中村 元弥・桶谷 治・佐々木 麻希子・市毛 智子・万字 香苗
<p><b>授業の性格</b></p> <p>標準3年コースの学生は、従来の法学部教育では約3年間 20 単位以上かけて修得した民法の知識を、最初の1年間に基礎プログラム民法 10 単位で習得しなければならない。そこで、学生を3つの小グループに分け、各グループを実務経験 15 年以上のベテラン弁護士 1 名と若手弁護士 1 名が、1 年間 8 回にわたり、法運用の実態を踏まえ、かつ要点をおさえた学習を指導する。この3グループは、基礎プログラム民法 ~ の少人数「基礎ゼミ」となる。</p> <p>学生諸君は、このゼミでの学習を通して、民法の知識・思考力・センスを養うだけでなく、目指すべき法律家とその業務の具体的なイメージと、3年間の学習の基礎となる法律の現実感覚を広く持ち、さらには、将来の進路・目標を考える手掛かりを得ることが期待される。</p> <p><b>授業の内容</b></p> <p>8 回のゼミでは、実際の事件から作成した問題例を素材として、基礎プログラム民法 ~ の重要な問題について理解を深め、民法の基礎的な思考力、問題解決能力を養う。</p> <p><b>授業の方法</b></p> <p>ゼミの開催時に同時進行している基礎プログラム民法 ~ の分野で、重要な問題を、原則として演習の3～4週前の月曜日（月曜日が休日の場合は翌火曜日。ただし、第1回目の問題は、4月3日の入学生ガイダンスのときに配付する。）に、授業のホームページに掲示する。</p> <p>履修者は、問題を検討し、答案を作成する。検討は集団で行って構わない。むしろ、問題によっては、他の履修者と討議しなければ、答案を作成するのが困難なものもあるかもしれない。しかし、答案は各自が自力で別々に作成しなければならず、他の者と共同で作成することは、いかなる理由があっても許されない。</p> <p>答案は制限字数内にまとめて（制限字数については、各回に別途指示する。）、演習の約 10 日前の木曜日午前 0 時から金曜日午後 3 時までの間に、各自がそれぞれの担当教員及び担当研究者教員のメールアドレスに直送する。送信の方法の詳細については、別途指示する。</p> <p>答案は、演習当日までに担当教員が採点し、演習当日にコメントを付して返却する。なお、8 回のうち 3 回は、担当教員以外の数名の実務家教員が、採点する。これにより、学生は、担当教員以外の実務家からも答案指導を受けることになる。</p> <p>問題を掲示するときに報告者 2 名を指名しておき、演習当日は、その 2 名が主報告と副報告を行う。主報告者は問題全体について整理し自分の見解を述べ、副報告者は、主報告を補充し、批判する。</p> <p>両報告の後で、担当教員は、問題の解説と答案の講評をするほか、学生との質疑応答に応じ、さらには、学生間で討論を行わせる。その際、学生の理解度を高めるため、担当教員から特定の学生に対して、質問に及ぶことがある。これらは、いずれも評価の対象となるので、学生には、積極的に参加することが望まれる。</p> <p>なお、主及び副報告者は答案を演習の3日前に自身でホームページに掲載し、演習履修者全員は、演習の際の議論と質疑応答のために、この答案を事前に必ず検討しておかなければならない。</p> <p>提出された答案の中から模範答案を、演習終了時に、あるいはその後の早い時期に、配布する。</p> <p><b>教材</b></p> <p>基本的な文献は、基礎プログラム民法 ~ で配布される教材、そこで用いる教科書・参考書である。その他の参考文献・資料は、その都度指示する。</p> <p><b>評価の方法</b></p> <p>提出された答案、報告、演習への出席と議論への参加によって評価する。この民事法基礎ゼミの評価は、基礎プログラム民法 ~ の評価において考慮される。</p>	

民事法基礎ゼミ進行表

回数	科目	日時	担当学術教官	問題配付日	答案提出期間	発表者の答案公表日
1	意思表示	平成18年 4月24日	民法 池田	4月 1日	4月14日	4月21日
2	法人・代理	平成18年 5月22日	民法 池田	4月25日	5月12日	5月19日
3	物権	平成18年 6月26日	民法 池田	5月23日	6月16日	6月23日
4	売買	平成18年 7月24日	民法 池田	6月27日	7月14日	7月21日
5	債権総論及び請負	平成18年10月 2日	民法 藤原	7月25日	9月22日	9月29日
6	担保法	平成18年11月20日	民法 藤原	10月24日	11月10日	11月17日
7	不法行為	平成19年 1月15日	民法 藤原	12月19日	1月 5日	1月12日
8	家族法	平成19年 1月29日	民法 藤原	12月25日	1月19日	1月26日

- \* 問題配布と発表者の指名は、授業の約1ヵ月前(「問題配布日」)に、大学事務局がHPを通じて行う。
- \* 答案の提出は、演習の約10日前(「答案提出期間」)に、学生各人がHP上のメール配信リストから担当教員又は採点担当者、担当研究者教員に対してメールを配信する方法で行う。
- \* 発表者の答案の公表は、授業の3日前(「発表者の答案公表日」)に、学生各人がHP上に掲載する方法で行う。
- \* 採点済み答案は、授業の直前ないし直後に教室で配布する。
- \* 模範答案の配布は、3クラス分を一括して、事務局を通じて、授業の1週間内を目処に配布する。
- \* 上記とは別に、夏合宿を実施する予定である(期日は未定)。

民事法基礎ゼミの流れ

